

環境政策 安心して健康に暮らせるまちをめざす**【環境政策の目標】〔総合的目標〕**

本市は公害問題の克服をめざし、積極的な環境行政を進めたことにより、大気や水質などの環境は改善に向かってきました。更なる環境改善に向けて、未解決の課題や新たな問題に対応するため、事業者や市民の協力による環境負荷の低減、環境の監視や調査による問題の未然防止などに取り組み、大気や水、土壌のきれいさや安全性を守り、化学物質の環境リスクを低減して環境汚染を防ぐことで安心して健康に暮らせるまちをめざします。

また、騒音、振動や悪臭への対策を進め、静かで悪臭物質の排出が抑制された環境が享受されるよう努めるとともに、建築物や工作物の建設の際の要請、助言、指導などにより著しい建造物影響が生じない空間の創出を促進します。

環境要素	環境要素の目標	
大 気	大気のきれいさや安全性が守られていること	
	環境項目	環境項目の目標 指標
大気質	環境基準、環境目標値等に適合していること	☐ 大気汚染に係る環境基準、環境目標値達成状況
	汚染物質の排出が抑制されていること	☐ 窒素酸化物排出量（工場・事業場） ☐ 粒子状物質排出量（工場・事業場） ☐ 公共交通機関利用者数（市営バス） ☐ 自転車道総延長 ☐ 駐輪場数
環境要素	環境要素の目標	
水	水のきれいさや安全性が守られていること	
	環境項目	環境項目の目標 指標
水質	環境基準、環境目標値等に適合していること	☐ 水質汚濁に係る環境基準・環境目標値達成状況
	河川・海域の底質が有害な化学物質で汚染されていないこと	☐ 底質に含まれる汚染物質の量
	汚染物質の排出が抑制されていること	☐ 工場・事業場における水質汚濁物質排出量 ☐ 下水道普及率
	安心して飲める水が供給されていること	
環境要素	環境要素の目標	
土	土の安全性が守られていること	
	環境項目	環境項目の目標 指標
土壌	環境基準等に適合していること	☐ 地下水汚染に係る環境基準達成状況 ☐ 土壌汚染の改善件数
地盤	地盤沈下が生じていないこと	☐ 地盤沈下量
地形・地質	崖くずれ、土砂流出や水害がなく、安全性が確保されていること	☐ 土砂災害の発生件数
環境要素	環境要素の目標	
化学物質	化学物質の環境リスクが低減され、環境汚染が生じていないこと	

環境項目	環境項目の目標	指標
化学物質	化学物質が適正に管理され、環境汚染が生じていないこと	☐ 市内のP R T R法対象事業所から排出される対象化学物質の排出状況 ☐ ダイオキシン類に係る環境基準達成状況 ☐ 有害大気汚染物質に係る環境基準達成状況

環境要素		環境要素の目標			
騒音・振動		静かな環境が享受できること			
環境項目		環境項目の目標		指標	
騒音		環境基準等に適合していること		□騒音に係る環境基準達成状況（自動車、一般環境、新幹線） □騒音に係る苦情件数	
振動		環境保全水準等に適合していること		□振動に係る環境保全水準等達成状況 □振動に係る苦情件数	

環境要素		環境要素の目標			
悪臭		臭気に関する快適な環境が保たれること			
環境項目		環境項目の目標		指標	
悪臭		悪臭物質の排出が抑制されていること		□悪臭の苦情件数	

環境要素		環境要素の目標	
建造物影響		建築物や工作物による著しい住環境への影響が生じていないこと	
環境項目	環境項目の目標		指標
電波	良好な画像が保たれていること		□建造物影響に係る苦情件数
ビル風	ビル風害が抑制されていること		
日照	住環境に著しい影響が生じていないこと		
光害	周辺環境に配慮した適切な屋外照明とすること		

総合的な評価に用いる指標

施策の方向	指標	総合的な評価に用いるもの
Ⅳ－１ 大気環境の保全	大気汚染に係る環境基準、環境目標値達成状況	
	二酸化窒素	○
	浮遊粒子状物質	
	光化学オキシダント（光化学スモッグ）	○
	有害大気汚染物質	
	微小粒子状物質（PM2.5）	○
	窒素酸化物排出量（工場・事業場）	○
	粒子状物質排出量（工場・事業場）	
	公共交通機関利用者数（市営バス）	
Ⅳ－２ 水質・土壌・地盤環境の保全	自転車道総延長	
	駐輪場数	
	水質汚濁に係る環境基準、環境目標値達成状況	
	健康項目（河川、海域）	
	生活環境項目（多摩川水系の市内3河川のBOD、海域のCOD（B類型、C類型地点のすべて））	○
	底質に含まれる汚染物質の量	
	工場・事業場における水質汚濁物質排出量	
	下水道普及率	
	地下水汚染に係る環境基準達成状況	○
	土壌汚染の改善件数	

IV-3 化学物質の環境リスクの低減	地盤沈下量		
	土砂災害の発生件数		
	市内のPRTR法対象事業所から排出される対象化学物質の排出状況		
	PRTR法対象化学物質のうち、特定第一種指定化学物質の排出量		○
	PRTR法対象化学物質の届出排出量		○
	ダイオキシン類に係る環境基準達成状況		
IV-4 地域の生活環境の保全	有害大気汚染物質に係る環境基準達成状況（再掲）		
	騒音に係る環境基準達成状況（自動車、一般環境、新幹線）		○
	騒音に係る苦情件数		
	振動に係る環境保全水準等達成状況		○
	振動に係る苦情件数		
	悪臭の苦情件数		
	建造物影響に係る苦情件数		

施策の方向 IV-1 大気環境の保全

指 標	目標・現状・指標がめざす方向
大気汚染に係る環境基準、環境目標値達成状況	【目標】環境基準、対策目標値、環境目標値*73を達成すること
なお、特に留意すべきものとして、以下の5物質を示す。	
二酸化窒素	【目標】2015年度までのできるだけ早期に、二酸化窒素濃度について全測定局で対策目標値の達成を目指す。達成後は当面の目標として、対策目標値の下限値の0.04ppm又はそれ以下を目指す。 【現状】18測定局中15測定局で対策目標値を達成（2009年度） 【指標がめざす方向】（達成局数の割合が）高いほうが良い
浮遊粒子状物質	【目標】浮遊粒子状物質濃度について、全測定局で対策目標値の達成を維持するとともに、環境目標値の達成を目指す。 【現状】18測定局中全測定局で対策目標値を達成（2009年度） 【指標がめざす方向】（達成局数の割合が）高いほうが良い
光化学オキシダント（光化学スモッグ）	【目標】環境基準の達成を目指すとともに、当面の目標として光化学スモッグ注意報の発令日数0日を目指す。 【現状】9測定局中全測定局で環境基準を非達成（2009年度）、3日（2009年度の光化学スモッグ注意報発令日数） 【指標がめざす方向】（達成局数の割合が）高いほうが良い、（発令日数が）少ないほうが良い
有害大気汚染物質	【目標】環境基準の定められている4物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン）について、全測定局（4測定局）で環境基準の達成を維持する。 【現状】4測定局中全測定局で4物質の環境基準を達成（2009年度） 【指標がめざす方向】（達成局数の割合が）高いほうが良い
微小粒子状物質（PM2.5）	【目標】2009年9月に新たに設定された環境基準の早期達成を目指す。 【現状】－（常時監視体制の整備中） 【指標がめざす方向】（達成局数の割合が）高いほうが良い
窒素酸化物排出量（工場・事業場）	【目標】対策目標量（9,330トン）以下の排出量とするとともに、低減を進めること。 【現状】9,591トン（2009年度） 【指標がめざす方向】少ないほうが良い

*73 環境目標値：市民の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい水準として定められた目標値。「環境基本条例」の規定に基づき、大気の汚染について定められている。

粒子状物質排出量 (工場・事業場)	【目標】対策目標量(2,120トン)以下の排出量とするとともに、低減を進めること。 【現状】1,629トン(2009年度) 【指標がめざす方向】少ないほうが良い
公共交通機関利用者数 (市営バス)	【現状】45,621,656人(2009年度) 【指標がめざす方向】多いほうが良い
自転車道総延長	【現状】自転車道:12,612m(2010年4月) 【指標がめざす方向】多いほうが良い
駐輪場数	【現状】145か所(民間駐輪場を除く)(2009年度) 【指標がめざす方向】多いほうが良い

目標・指標の達成状況	指標評価	方向評価
■指標：大気汚染に係る環境基準、環境目標達成状況		
二酸化窒素：一般局9局全局で、自排局9局中8局で環境基準を達成(達成率：94%)。環境目標値は、全測定局18局で非達成(達成率：0%)。(対前年度：環境基準達成局は自排局2局(遠藤町・二子)増加、対基準値：達成局数の割合高い)	2*	2
浮遊粒子状物質：環境基準の長期的評価は、一般局9局、自排局9局の全局で環境基準を達成(達成率：100%)。短期的評価は一般局9局中8局で、自排局9局中8局で環境基準を達成(達成率：89%)。環境目標値は全測定局18局で非達成(達成率：0%)。(対前年度、対基準年度：環境基準の長期評価は現状維持)	2	
光化学オキシダント：一般局9局で環境基準を非達成(達成率：0%)。光化学スモッグ注意報は4回発令。健康被害の届出はなし。 (対前年度：発令日減少、対基準年度：達成局数割合低い)	1*	
二酸化硫黄：環境基準の長期的評価は、一般局9局中全局で環境基準を達成(達成率100%)。短期的評価は、一般局9局全局で環境基準を達成(達成率100%)	3	
有害大気汚染物質：環境基準の設定されているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンは測定を行った4局すべてで環境基準を達成(達成率：100%)	1*	
微小粒子状物質(PM2.5)：一般局2局中1局で環境基準を達成し、自排局2局中全局で環境基準を非達成(達成率：25%) (対前年度：環境基準達成局は一般局1局増加、対基準値：達成局割合少ない)	2*	
■指標：窒素酸化物排出量(工場・事業場)		
工場・事業場からの排出量9,467トン(対前年度：119トン増加、対基準値：少ない)	2*	
■指標：粒子状物質排出量(工場・事業場)		
工場・事業場からの粒子状物質(二次生成粒子を含む)の排出総量：1,632トン (対前年度：25トン減少、対基準値：多い)	1	
■指標：公共交通機関利用者数(市営バス)		
市営バス利用者数4,738万人(対前年度：239万人増加、対基準年度：多い)	3	
■指標：自転車道総延長		
13,370m(対前年：758m増加、対基準年度：多い)	3	
■指標：駐輪場数		
147か所(対前年度：2か所増加、対基準年度：多い)	3	

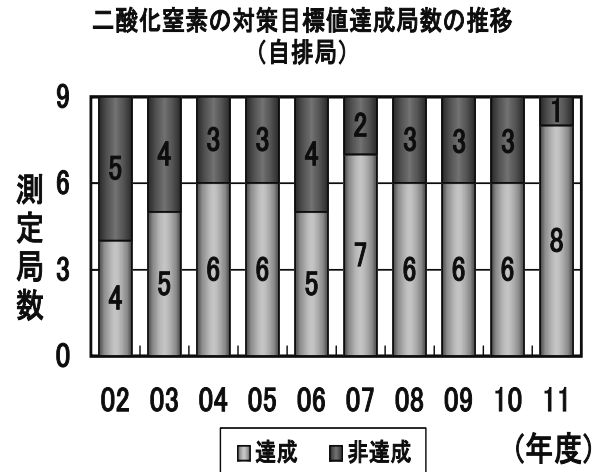
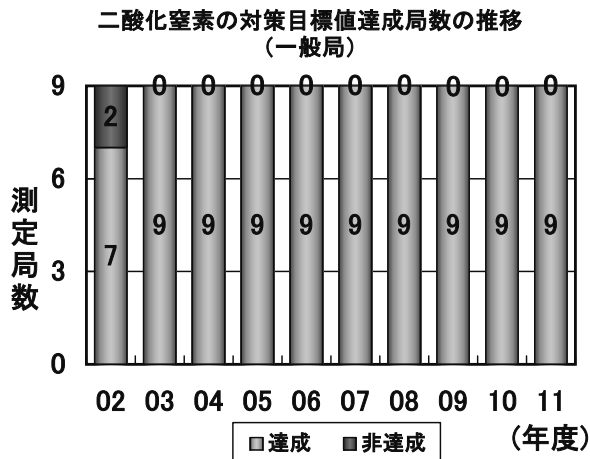
[方向評価は「*」の付いた指標評価の平均値をもとに評価しています]

現 状

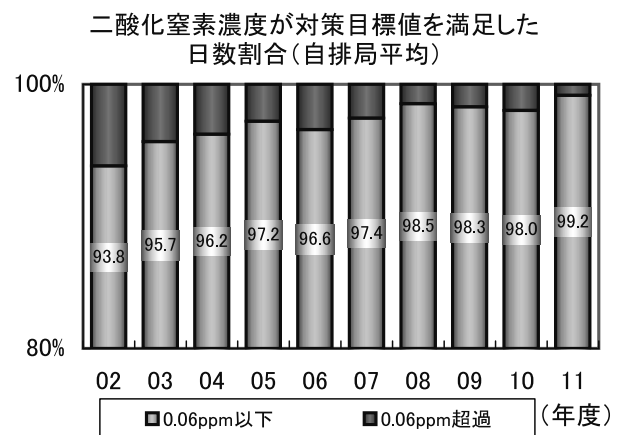
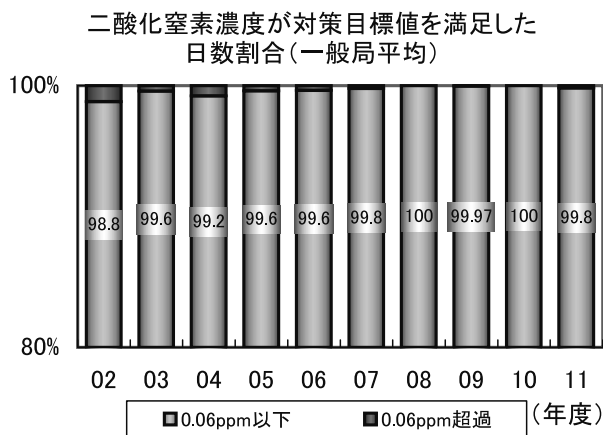
■大気汚染に係る環境基準、環境目標達成状況

●二酸化窒素

対策目標値の達成状況は、一般環境大気測定局(「一般局」という。)では9局全局で達成し、自動車排出ガス測定局(「自排局」という。)では、9局中8局(日進町、市役所前、遠藤町、中原平和公園、二子、宮前平駅前、本村橋、柿生)で達成し、1局(池上)が非達成となっています。対策目標値の達成局数は、前年度に引き続き、一般局では全局達成で、自排局では8局達成となりました。



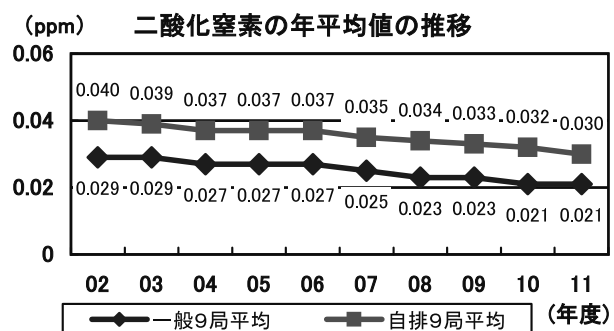
対策目標値の0.06ppm^{*74}(日平均値)を満足した日数とその有効測定日数に対する割合について年間を通してみると、一般局では、332日～363日(平均349日)、99.4%～100%(平均99.8%)でした。同様に、自排局では、269日～363日(平均349日)、96.7%～100%(平均99.2%)でした。



環境濃度は、ここ十年の推移をみるとゆるやかな減少傾向で推移しています。

2011年度の一般局9局の年平均値は、0.021ppmで、前年度と横ばいで推移しました。

同様に、自排局9局は、0.030ppmで、前年度より0.002ppm減少しました。



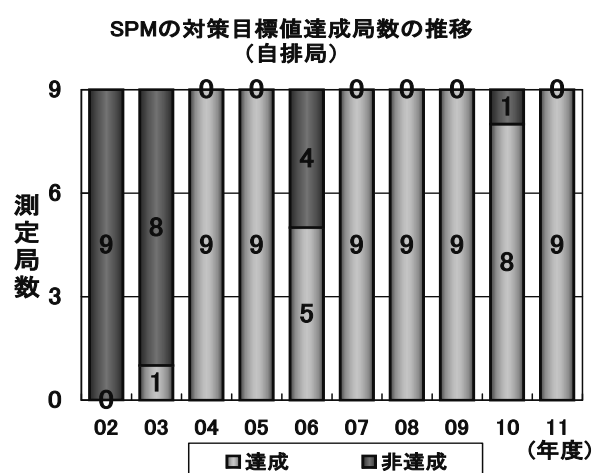
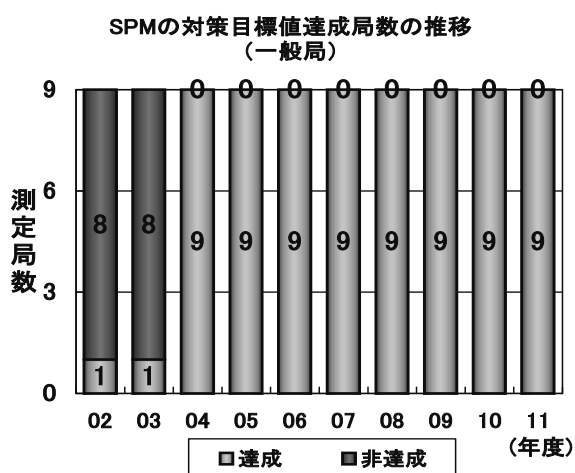
● 浮遊粒子状物質^{*75}

対策目標値の達成状況は、長期的評価(1年間を通じて得られた1日平均値による評価)では、一般局9局、自排局9局の全18局で達成しました。また、短期的評価(1日平均値及び1時間値による評価)については、一般局では9局中8局(大師、田島、幸、中原、高津、宮前、多摩、麻

*74 ppm: (巻末用語索引参照)

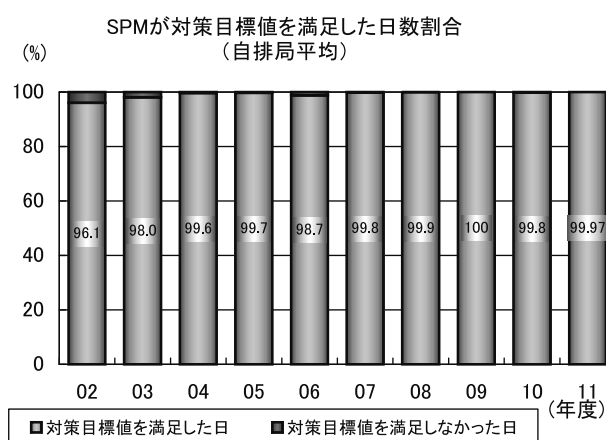
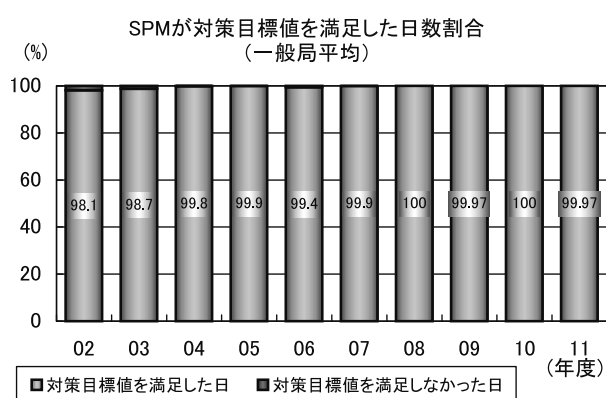
*75 浮遊粒子状物質(SPM): (巻末用語索引参照)

生)、自排局では9局中8局(日進町、市役所前、遠藤町、中原平和公園、二子、宮前平駅前、本村橋、柿生)で対策目標値を達成し、前年度に比べ、一般局では1局減、自排局では横ばいとなりました。

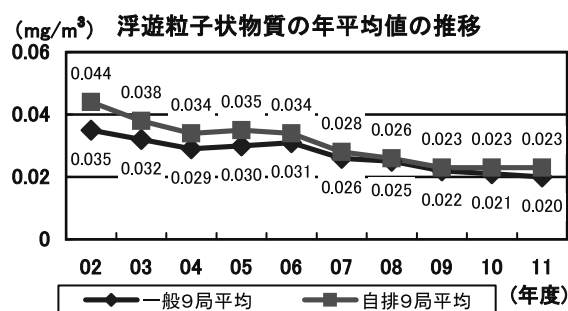


対策目標値(日平均値 0.1 mg/m^3 以下かつ1時間値 0.2 mg/m^3 以下)を満足した日数とその有効測定日数に対する割合について年間を通してみると、一般局では、322日~364日(平均346日)、99.7~100%(平均99.97%)でした。

一方、自排局では、年間を通して273日~361日(平均349日)、99.7%~100%(平均99.97%)の割合で対策目標値を満足していました。



環境濃度は、ここ10年間概ね減少傾向にあります。2011年度の一般局9局の年平均値は、 0.020 mg/m^3 で、前年度より 0.001 mg/m^3 減少しました。また、自排局の年平均値は、 0.023 mg/m^3 で、前年度と同じ値でした。



●光化学オキシダント

光化学オキシダントは、一般局9局で測定しています。環境基準は、全局で達成していません。9局の昼間(5~20時)の年平均値は、 0.028 ppm でした。

*76 有害大気汚染物質：(巻末用語索引参照)

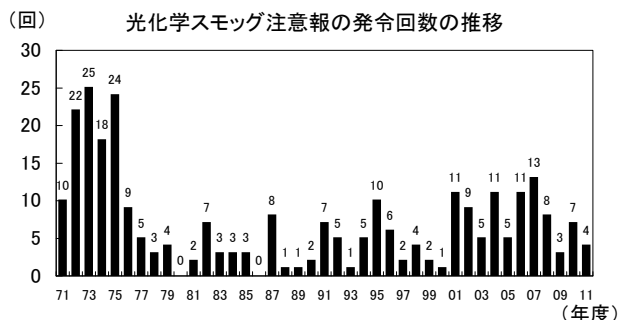
*77 微小粒子状物質(PM_{2.5})：(巻末用語索引参照)

光化学スモッグ注意報は、6月～8月にかけて4回発令され、健康被害届出者数は0名でした。

●有害大気汚染物質^{*76}

大気汚染防止法の改正に伴い、1997年度から有害大気汚染物質モニタリング調査を実施しています。調査は市内4か所で毎月1回実施しています。

2011年度は21物質について4測定局で調査を行いました。環境基準が設定されているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについてはすべての局で環境基準を達成しました。



【2011年度有害大気汚染物質モニタリング調査 (単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)】

測定物質	年平均値				環境基準
	池上測定局	大師測定局	中原測定局	多摩測定局	
ベンゼン	2.2	2.0	1.3	1.3	3
トリクロロエチレン	1.3	1.3	0.97	1.1	200
テトラクロロエチレン	0.37	0.41	0.42	0.66	200
ジクロロメタン	1.6	1.6	1.6	1.7	150

●微小粒子状物質^{*77}

浮遊粒子状物質のうち、粒径が $2.5\mu\text{m}$ 以下の微小粒子状物質(PM2.5)は、2009年9月に環境基準が設定され、また2010年10月には、環境基準評価を行える精度を持つ測定機として、PM2.5の標準測定法と等価性を有する自動測定機(以下、「等価測定機^{*78}」)という)が国から示されました。市ではPM2.5の環境実態を把握するため、2000年度から自動測定機による測定を開始しており、2011年度には一般局5局(田島、幸、中原、高津、麻生)、自排局4局(二子、本村橋、宮前平駅前、池上)の合計9局で測定を行いました。

等価測定機を使用しており、かつ、環境基準の評価が行える年間250日以上測定結果のある4局(高津、麻生、二子、宮前平駅前)のうち、麻生1局が環境基準を達成しました。また、田島局は、等価測定機が示される以前に導入した等価性が確認されていない測定機であるため、池上は測定機の不具合のため、幸、中原、本村橋の各局は2012年3月に測定機を設置したため、測定日数が環境基準の評価を行うために必要な250日に満たないことから環境基準の評価は行いませんでした。

●二酸化硫黄^{*79}

二酸化硫黄は、一般局9局で測定しています。環境濃度は、ここ十数年、低濃度で推移し、一般局9局の年平均値は0.002ppmで、前年度と同じ値でした。環境基準及び環境目標値の長期的評価は、全局で達成し、環境基準及び環境目標値の短期的評価についても全局で達成しました。

●アスベスト(石綿)^{*80}

アスベストが2005年6月に社会問題化したことを受け、2005年8月に川崎市アスベスト対策会議を設置し、市有施設における実態調査、民間建築物の除去工事への支援、市民への情報提供・相談等の総合的な対策を推進してきました。また、建築物等の解体時には、大気汚染防止法による吹付け石綿、石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材の除去工事及び2012年10月に改正施行した川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例によるスレート等の石綿含有成形板の解体工事に対し、各法令に基づく届出や作業実施基準等の指導、監視を行い、アスベストの飛散防止対策に努めています。

【アスベスト環境調査 (単位: 本/L) (2011年度)】

調査地点	川崎 (田島町)	幸 (戸手本町)	中原 (小杉町)	高津 (溝口)	宮前 (宮前平)	多摩 (登戸)	麻生 (百合丘)	沿道 (池上町)
夏	0.10	0.10 未満	0.10 未満	0.10 未満	0.10 未満	0.10	0.10 未満	0.10 未満
冬	0.12	0.12	0.10 未満	0.10 未満	0.10 未満	0.10 未満	0.10 未満	0.10 未満

アスベスト濃度: 1リットルの空気中にあるアスベスト繊維の本数を表す。

*78 等価測定機: 環境省が、濾過捕集による質量濃度測定方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認証した自動測定機

*79 二酸化硫黄: (巻末用語索引参照)

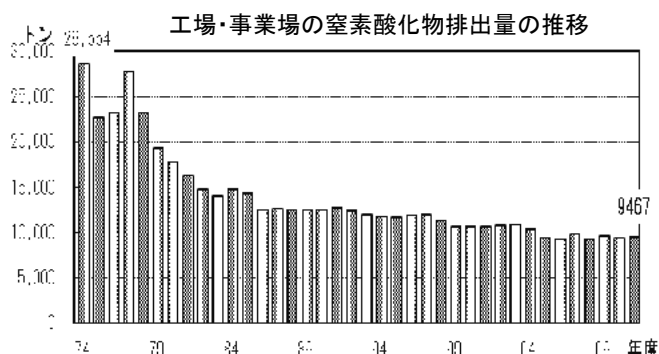
*80 アスベスト(石綿): (巻末用語索引参照)

世界保健機関（WHO）の環境保健クライテリア（判断基準）では、「世界の都市部の一般環境中の石綿濃度は1～10本/L程度であり、この程度であれば、健康リスクは検出できないほど低い。」と記載されています。

■窒素酸化物*81 排出量（工場・事業場）

2011年度における市内の工場・事業場からの窒素酸化物の排出総量は、9,467トンで2009年度排出量（9,591トン）と比べると1.29%減少しました。

なお、2010年度における自動車からの窒素酸化物排出量は2,195トンでした。



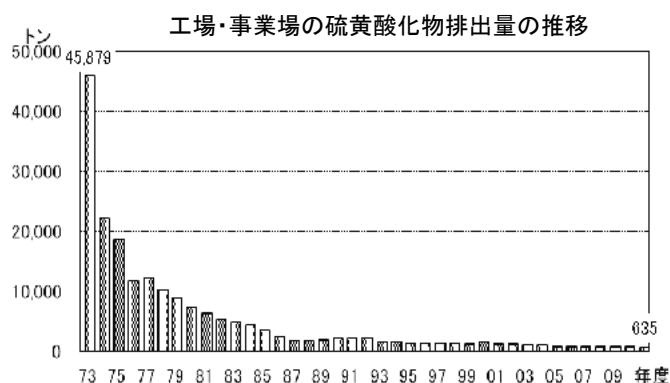
■粒子状物質排出量（工場・事業場）

2011年度の排出総量は1,632トンで、2009年度排出量（1,629トン）と比べると0.18%減少しました。

なお、2010年度における自動車からの粒子状物質排出量は67トンでした。

●硫黄酸化物*82 出量（工場・事業場）

2011年度の排出総量は635トンで、2009年度排出量（800トン）と比べると20.6%減少しました。



■公共交通機関利用者数

2011年度の市営バス利用者数は4,738万人（前年度4,498万人）でした。市営バスでは、IC乗車券や運行情報閲覧サービス「市バスナビ」の導入による利用促進を行っています。

■自転車道路延長

自転車道などの自転車通行環境整備につきましては、歩行者の安全性の向上を図るとともに、自動車交通をはじめとする道路交通の円滑化を図りながら、道路空間を再構築するための基本方針の検討を行っています。

■駐輪場数

駐輪場の整備については、1987年10月に施行した川崎市自転車等の放置防止に関する条例に基づき、公共の場所における自転車等の放置による危険又は障害を除去することにより、歩行者等の通行の安全と円滑及び災害時における緊急活動の場の確保を図り、併せて市民自らが自転車等の適正な駐車秩序の確立に努め、もって安全で住みよい生活環境を維持し、向上するよう取り組んでいます。

また、環境にやさしい自転車利用の推進が図られるよう、駅周辺の放置自転車改善のために駐輪場の整備に努めています。

2005年には川崎市自転車等駐車場の附置等に関する条例を制定し、川崎市内で自転車等の大量駐車需要を生じさせる一定規模以上の集客施設や商業施設等を新築又は増築する施設の設置者は、自転車等駐輪場を設置しなければならなくなり、2011年度末までに設置した駐輪台数は、6,266台です。

具体的施策事業の概要

施 策 の 方 向

施 策 の 柱

*81 窒素酸化物（NOx）：（巻末用語索引参照）

*82 硫黄酸化物（SOx）：硫黄の酸化物の総称で、SOxと略称される。二酸化硫黄（SO₂）の他、三酸化硫黄（SO₃）、硫酸ミスト等が含まれる。主に石油、石炭等の化石燃料に含まれる硫黄分が燃焼することによって生成され、排出ガス中含まれ、大気汚染の原因となる。

IV-1 大気環境の保全

IV-1-1 大気環境の監視及び対策の推進

IV-1-2 工場・事業場の対策の推進

IV-1-3 交通環境対策の推進

IV-1-1 大気環境の監視及び対策の推進

IV-1-1-1 大気環境の監視

具体的施策名	2011（平成23）年度実績	2012（平成24）年度計画等
大気汚染防止法に基づく大気環境中の大気汚染物質の常時監視と監視データの活用 〔環：公害監視センター〕	☐ 測定装置更新の実施状況 ・二酸化硫黄・浮遊粒子状物質測定装置 2台 ・浮遊粒子状物質測定装置 1台 ・一酸化炭素測定装置 2台 ・気象観測装置 1台 ・微小粒子状物質測定装置 3台 ☒ 大気環境の常時監視（18局） ・一般環境大気測定局 9局 ・自動車排出ガス測定局 9局 ☐ 実施状況 ・データ公表に併せて、データ解析手法を検討しつつ解析を実施	☐ 測定装置の新設、更新の予定 ・使用年数及び基準設定状況を勘案しつつ、機器の更新を進める。 ・微小粒子状物質測定装置 3台 ・オキシダント測定装置 2台 ・浮遊粒子状物質測定装置 2台 ・炭化水素測定装置 2台 ・校正用Oxモニター 1台 ☐ 予定 ・データ公表に併せて、データ解析の実施
大気汚染防止法に基づく有害大気汚染物質の常時監視 〔環：企画指導課〕 〔環：公害研究所〕	☐ 対象地点数：4地点 ☐ 調査実施回数：12回／年	☐ 対象予定数：4地点 ☐ 調査実施回数：12回／年

IV-1-1-2 大気環境対策の推進

具体的施策名	2011（平成23）年度実績	2012（平成24）年度計画等
窒素酸化物総量規制 ^{*83} による排出量削減指導の強化 〔環：環境対策課〕	☐ 窒素酸化物排出量：9,467トン／年	指導継続実施
光化学オキシダント対策の推進 〔環：環境対策課〕	☐ 広域連携による対策の推進。	☐ 広域連携による対策の推進。
揮発性有機化合物（VOC）対策の推進 〔環：環境対策課〕 〔環：公害研究所〕	☐ 2010年度のVOC排出総量：3,363トン（2000年度比で51.4%） ☐ 立入調査件数：13件	☐ 2010年度の市内のVOC排出インベントリ調査 ☐ 立入予定件数：13件
微小粒子状物質の実態把握及び対策の推進 〔環：環境対策課〕 〔環：公害研究所〕	☐ 常時監視地点： 一般局5地点、自排局4地点（認定機種は、一般局4地点、自排局4地点に設置） ☐ PM2.5の成分分析：一般局2地点、自排局1地点	☐ 常時監視地点の増設（3地点） ☐ PM2.5の成分分析の継続
大気汚染物質等に関する調査・研究 〔環：環境対策課〕 〔環：公害研究所〕	PM2.5の中でさらに粒径の小さいナノ粒子について情報収集を行った。	引き続き、PM2.5の中でさらに粒径の小さいナノ粒子について情報収集を継続する。

IV-1-1-3 その他の大気環境対策の推進

具体的施策名	2011（平成23）年度実績	2012（平成24）年度計画等
アスベスト対策の推進 〔環：環境対策課〕 〔ま：公共建築担当〕 〔ま：建築監察課〕 〔健：健康増進課〕	・建築物等の解体現場への立入検査 316件 ・環境濃度測定8地点 夏季・冬季の年2回 ・市民への情報提供 ・健康相談 13件 ・民間建築物への含有調査費用補助1件、除去等費用補助2件	・建築物等の解体現場への立入検査 ・環境濃度の測定 ・市民への情報提供 ・健康相談 ・民間建築物への含有調査費用補助・除去等費用補助
大気汚染による健康影響に関する調査研究の実施 〔健：環境保健課〕	・調査方法の検討	・調査実施

*83 総量規制：一定地域内の汚染（汚濁）物質の排出総量を環境保全上許容できる限度にとどめるため、工場・事業場ごとに汚染（汚濁）物質の許容排出量を割り当てる規制手法。

Ⅳ－１－２ 工場・事業場の対策の推進

Ⅳ-1-2-1 立入検査の強化

具体的施策名	2011（平成 23）年度実績	2012（平成 24）年度計画等
大気汚染防止法、市条例に基づく監視、指導の強化 〔環：環境対策課〕	□立入調査件数（法・条例）：89 件 □届出審査件数（法・条例）：495 件 □ばい煙発生施設設置数（法）：1635 件	立入検査の実施
窒素酸化物の総量規制、粒子状物質の包括的総量規制（バスケット規制）の推進 〔環：環境対策課〕	□窒素酸化物排出量：9,467 トン／年 □粒子状物質排出量：1,632 トン／年	指導継続実施
有害大気汚染物質の排出抑制 〔環：企画指導課〕	指導件数：21 件(+19 件)	立入予定件数：3 件

Ⅳ-1-2-2 発生源常時監視

具体的施策名	2011（平成 23）年度実績	2012（平成 24）年度計画等
テレメーターによる発生源常時監視の継続 〔環：環境対策課〕	発生源大気自動監視システムによる大手工場の排出量を監視（硫黄酸化物 13 工場、窒素酸化物 24 工場）	継続実施

Ⅳ-1-2-3 事業者の自主的取組の促進

具体的施策名	2011（平成 23）年度実績	2012（平成 24）年度計画等
窒素酸化物対策として低 NOx 燃焼機器やより高度な公害防止装置の導入の促進 〔環：環境対策課〕	普及啓発の実施	継続実施
公害防止資金融資制度の有効活用による公害防止対策の推進 〔環：企画指導課〕	【Ⅰ-1-1-2 施策参照】	【Ⅰ-1-1-2 施策参照】

Ⅳ－１－３ 交通環境対策の推進

Ⅳ-1-3-1 環境負荷の少ない交通を目指した交通環境対策の推進

具体的施策名	2011（平成 23）年度実績	2012（平成 24）年度計画等
民間駐車場の整備 〔ま：交通政策室〕	・駐車場法、条例及び要綱等による駐車場の整備を指導 ・総合調整条例に規定する駐車施設に関する事項の取扱要綱の改正 ・小規模建築物における荷さばき実態の把握（川崎駅東口周辺地区）	・駐車場法、条例及び要綱等による駐車場の整備を指導 ・小規模建築物等における荷さばき対策の検討（川崎駅東口周辺地区）
京急大師線連続立体交差事業の推進 〔建緑：道路整備課〕	東門前駅から小島新田駅間の整備	継続実施
都市計画道路の整備 〔建緑：道路整備課〕	・尻手黒川線、東京丸子横浜線、世田谷町田線等の整備： 計画延長 304,800m 整備済み 203,272m 整備率 67%	尻手黒川線、東京丸子横浜線、世田谷町田線等の整備
川崎縦貫道路の整備促進 〔建緑：広域道路課〕	・Ⅰ期区間 浮島～大師：供用済 大師～国道 15 号：事業促進 ・Ⅱ期区間（国道 15 号～東名高速道路）：ルート・構造等の検討	・Ⅰ期区間：事業促進 ・Ⅱ期区間：ルート・構造等の検討
交差点改良事業の推進 〔建緑：道路施設課〕	□交差点改良件数 ・交差点改良：14 か所 （県道川崎町田 他）	□交差点改良予定件数 ・交差点改良：21 か所 （国道 132 号 他）

具体的施策名	2011（平成23）年度実績	2012（平成24）年度計画等
道路改良事業の推進 〔建緑：道路整備課〕	・国道409号、横浜生田、上麻生連光寺等の整備（道路拡幅等）	・国道409号、横浜生田、上麻生連光寺等の整備（道路拡幅等）
違法駐車等の防止に関する条例に基づく違法駐車対策の推進 〔市：地域安全推進課〕	□違法駐車等防止対策の実施状況 ・交通誘導員による助言及び広報・啓発活動 週3回、8時～19時、4名体制 ポスター、電柱幕、表示板等の掲出 市内全域での啓発物の配布及び広報車による啓発 他	□違法駐車等防止対策の実施 ・交通安全市民総ぐるみ運動における広報・啓発活動 ・市内全域での啓発物の配布
駐車場等の案内板の適切な設置による利用しやすい道路づくりの推進 〔ま：交通政策室〕	□設置状況：1地区（土〇地区） 川崎駅東口： 個別案内板10基、補助案内板11基、 入口案内板14基、端末機12基	継続実施
駐車場の適切な配置の推進 〔ま：交通政策室〕 〔建緑：道路整備課〕	□都市計画駐車場数：1か所（土〇所） ・条例届出件数：45,857台（+5,220台）	□整備計画 駐車場法に基づく届出駐車場や条例に基づく附置義務駐車場の整備指導
市民・事業者による自主的な交通環境配慮行動に向けた普及啓発 〔環：交通環境対策課〕	□浮島・小島地区交通環境改善連絡協議会及び東扇島・千鳥地区交通環境改善連絡協議会の開催 □川崎市交通環境配慮行動メニューのパンフレット配布による普及啓発	□かわさき自動車環境対策推進協議会の開催 □川崎市交通環境配慮行動メニューのパンフレット配布による普及啓発 □川崎市交通環境配慮行動メニューの改定に向けた検討
川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例に基づく荷さばきのための駐車施設の整備 〔ま：交通政策室〕	【Ⅰ-1-3-1 施策参照】	【Ⅰ-1-3-1 施策参照】
環境情報システムと交通情報の相互提供の導入 〔環：交通環境対策課〕	□運用状況 ・市内幹線等36地点交通情報と市内18地点の環境情報を県警察と相互提供 ・データ処理の迅速化	継続実施
歩道及び自転車道の整備等の推進 〔建緑：道路施設課〕	【Ⅰ-1-3-4 施策参照】	【Ⅰ-1-3-4 施策参照】
鉄道交通機関の利便性の向上による交通手段の転換の推進 〔ま：交通政策室〕	【Ⅰ-1-3-2 施策参照】	【Ⅰ-1-3-2 施策参照】
コミュニティバス等の導入に向けた検討 〔ま：交通政策室〕	・コミュニティ交通導入についての支援 ・支援制度の運用 ・運行実験等の実施	・コミュニティ交通導入についての支援 ・支援制度の運用 ・試行運行等の実施
駐輪場の整備の推進 〔建緑：自転車対策室〕	□駐輪場設置箇所数（収容台数） ・駐輪場等の新設：5か所 （全市147か所、約50,700台分（民間駐輪場を除く。））	□計画 ・駐輪場等の設置：2か所
自転車通行空間の整備 〔建緑：企画課〕 〔建緑：道路施設課〕	【Ⅰ-1-3-4 施策参照】	【Ⅰ-1-3-4 施策参照】
バス交通の定時運行の確保 〔交：運輸課〕	・バス専用レーン、バス優先レーンの関係機関による整備状況（2012年3月末） □バス専用レーン：5,360m □バス優先レーン：22,050m □バス専用道：0m	バス専用レーン等の整備拡充については、路線バスの定時運行の確保により、マイカー利用からの転換が図られ、道路渋滞の緩和と沿道環境の改善に大変有効な施策であることから、今年度も関係機関に走行環境改善を要望する。
バス路線等の公共交通網の整備・拡充 〔交：運輸課〕 〔交：管理課〕	【Ⅰ-1-3-2 施策参照】	【Ⅰ-1-3-2 施策参照】
バス1日乗車券等の利用促進 〔交：管理課〕	□エコロジー乗車券*84等の発売数 ・1日乗車券発売：47.6万枚 ・家族1日乗車券の発売：2万枚 ・環境定期制度の継続	・バス1日乗車券等の利用促進の喚起

*84 エコロジー乗車券：公共交通の利用を促進し、自動車使用の抑制を目指すことを目的としたバスの1日乗車券等。

具体的施策名	2011（平成23）年度実績	2012（平成24）年度計画等
公共交通機関の利用促進 [交：管理課] [交：運輸課]	【I-1-3-2 施策参照】	【I-1-3-2 施策参照】
環境に配慮した運搬制度の推進 [環：交通環境対策課]	☐ 運送事業者を対象とした普及啓発状況調査の実施 ☐ エコ運搬フォーラムの開催 ☐ 川崎市庁内エコ運搬制度実施方針の施行	☐ エコ運搬フォーラムの開催 ☐ 川崎市庁内エコ運搬実施方針による庁内での取組推進

IV-1-3-2 低公害・低燃費車の普及促進及び自動車からの排出ガス抑制の推進

具体的施策名	2011（平成23）年度実績	2012（平成24）年度計画等
首都圏の大気環境改善を早期に実現させるため国への要望 [環：交通環境対策課]	自動車の排出ガス低減性能の「無効化機能」を禁止する規定の整備を要請	
一都三県ディーゼル車規制に向けて九都県市環境問題対策委員会大気保全専門部会による対策の推進 [環：交通環境対策課]	首都圏のディーゼル車規制の周知のため、リーフレット、ポスター等で広報を図るとともに一斉検査を実施	九都県市で連携協力し規制の周知をするとともに、一斉検査等を実施
県条例によるディーゼル車運行規制の取組の推進 [環：交通環境対策課]	☐ ディーゼル車運行規制に係る検査数 ・路上検査：6 か所、80 台 ・拠点検査：10 か所、236 台	☐ 路上・拠点検査の実施 ☐ 九都県市による一斉検査の実施
県条例によるディーゼル車運行規制の周知及び検査状況の報告 [環：交通環境対策課]	☐ 情報提供数 規制内容紹介のリーフレット類の配布、市ホームページや環境情報への記事掲載、関連事業者への訪問など	☐ 予定 市ホームページや環境情報へ取締状況等の記事を掲載
市条例による自動車公害の防止に係る監視・指導 [環：交通環境対策課]	環境に配慮した運搬制度の報告書受付：127 件	環境に配慮した運搬制度の報告書受付
自動車対策普及・啓発の推進 [環：交通環境対策課]	☐ 広報や市HP等を利用した普及・啓発の取組状況 ・かわさきエコドライブ宣言登録制度の推進 ・エコドライブ講習会の実施 ・エコドライブコンテストの実施	☐ 広報や市HP等を利用した普及・啓発の取組状況 ・かわさきエコドライブ宣言登録制度の推進 ・エコドライブ講習会の実施
事業者、市民への九都県市指定低公害車の普及及び最新規制適合車への代替の促進 [環：交通環境対策課]	☐ 指定低公害車市内登録数（九都県市調べ）：257,529 台（2011 年 3 月末） ☐ 低公害車の導入促進 補助台数 8 台 ☐ 最新規制適合車への代替促進 補助台数 9 台 ☐ 電気自動車の導入促進 補助台数 21 台 ☐ 倍速充電スタンドの導入促進 補助台数 6 台	☐ 低公害車導入補助を継続実施 ☐ 九都県市による低公害車指定制度の継続実施 ☐ 電気自動車導入補助を継続実施 ☐ 倍速充電スタンド導入補助を継続実施
公用車への九都県市指定低公害車の導入の推進 [環：交通環境対策課] [環：収集計画課] [消：企画担当] [交：運輸課]	☐ 公用車への導入状況：134 台（2011（平成23）年度の導入実績） ・市営バス：36 両 ・ごみ車等：32 台 ・消防車等：16 台	☐ 公用車への導入予定数 ・市営バス：7 両 ・ごみ車等：32 台 ・消防車等：20 台

IV-1-3-3 道路沿道における局所汚染対策

具体的施策名	2011（平成23）年度実績	2012（平成24）年度計画等
高濃度地区を対象とした調査・研究の推進等 [環：交通環境対策課]	土壌浄化システム ^{*85} 稼働状況：299 日稼働	☐ 予定：通年稼働 （日曜日、年末年始、お盆を除く。）

*85 土壌浄化システム（大気環境改善新型土壌浄化モデル）：（巻末索引用語参照）